

○ 西いぶり広域連合個人情報保護に関する法律  
施行条例

令和5年2月28日  
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市条例の準用)

第2条 この条例の施行については、室蘭市個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年室蘭市条例第29号)の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(西いぶり広域連合個人情報保護条例の廃止)
- 2 西いぶり広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第3号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(附則第2項の規定の施行に伴う経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日後もなお従前の例による。

(1) 施行日において現に旧条例第2条第1項第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 施行日前において指定管理者(西いぶり広域連合が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。附則第6項において同じ。)が行う公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。附則第5項及び附則第

- 6 項において同じ。)の管理業務に従事していた者
- 4 施行日前に旧条例第11条、第21条又は第36条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
  - 5 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第39条に規定する個人情報ファイルを施行日後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - 6 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第2号に規定する保有個人情報(指定管理者が行う管理業務に従事していた者にあつては当該管理業務に関して知り得た個人情報)を施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - 7 前2項の規定は、西いぶり広域連合の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
  - 8 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後もなお従前の例による。  
(附則第14項の規定の施行に伴う経過措置)
  - 9 この条例の施行の際現に附則第14項による改正前の西いぶり広域連合行政不服審査法施行条例(平成28年条例第1号)(以下「旧審査会条例」という。)第2条の規定に基づき任命された西いぶり広域連合行政不服審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、施行日に、附則第14項による改正後の西いぶり広域連合個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例第2条に規定する審査会(以下「新審査会」という。)の委員に任命されたものとみなす。
  - 10 施行日前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、新審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査手続は、新審査会がした調査審議の手続とみなす。
  - 11 旧審査会条例第4条第3項に規定する委員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
  - 12 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(西いぶり広域連合情報公開条例の一部改正)

1 3 西いぶり広域連合情報公開条例（平成19年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「（以下「広域連合という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

（室蘭市条例の準用）

第2条 この条例の施行については、室蘭市情報公開条例（平成8年室蘭市条例第11号）の例による。

第3条及び第4条を削る。

「第2章 公文書の開示」を削る。

第5条から第16条までを削る。

「第3章 審査請求」を削る。

第17条及び第18条を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第19条から第24条までを削る。

（西いぶり広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正）

1 4 西いぶり広域連合行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西いぶり広域連合個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護等に係る附属機関及び行政不服審査に係る附属機関（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する附属機関をいう。以下同じ。）の設置、組織等並びに法の規定による書面等の閲覧交付等に要する費用等の負担に関し必要な事項を定め、市民の権利利益の保護及び救済を図るとともに、市政の適正な運営を確保することを目的とする。

（設置等）

第2条 個人情報保護等に係る附属機関及び行政不服審査に係る附属機関として西いぶり広域連合個人情報保護・行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 前項の審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(室蘭市条例の準用)

第3条 この条例の施行については、室蘭市個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例（平成16年室蘭市条例第1号）の例による。

第4条から第9条までを削り、第10条中「第4条第3項」を「第2条第2項」に改め、同条を第3条とする。